見沼区市民活動ネットワーク登録基準

　（目的）

第１条　この基準は、見沼区市民活動ネットワークへの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（団体の登録要件）

第２条　団体は、次の要件をすべて備えていることとする。

⑴　自由な意思、善良な規範等に従って市民活動を行う団体であること。

⑵　区内に事務所又は活動拠点を構えていること。

⑶　会則、規約等を有していること。

⑷　５人以上で構成され、会員名簿又はこれに類するものを有しているこ

と。

⑸　暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成２４年さいたま市条例第８

６号。次号において「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

⑹　会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（条例第２条第２号に規定す

る暴力団員をいう。）に該当するものがいないこと。

　（活動内容）

第３条　活動内容は、次のいずれかに該当することとする。

⑴　自然・環境に関する活動

⑵　健康・福祉に関する活動

⑶　歴史・文化・伝統に関する活動

⑷　安全・生活環境に関する活動

⑸　地域交流に関する活動

⑹　青少年の健全育成に関する活動

⑺　スポーツの振興に関する活動

⑻　その他、区長が特に認める活動

２　次の各号に該当する活動を行う団体の登録は認めない。

　⑴　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者の教化育成を目的とする活動

⑵　特定の公職の候補者若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

⑶　趣味又は娯楽のみを目的とする活動

⑷　営利を目的とする活動

⑸　公序良俗に反する活動

　（登録の申込み）

第４条　登録を受けようとする団体は、見沼区市民活動ネットワーク登録申込書（様式第１号）に次に掲げる書類を添え区長に提出しなければならない。

　⑴　会則、規約等

⑵　会員名簿又はこれに類するもの

⑶　事業計画書

⑷　収支予算書

⑸　その他区長が必要とする書類

　（団体の登録）

第５条　区長は、前条の規定による申込みがあったときは、必要事項を確認し、登録基準に照らし合わせ、不備等がないか審査し、その結果を見沼区市民活動ネットワーク登録・不登録通知書（様式第２号）により団体に通知するものとする。

２　区長は、前項の規定による登録にあたり、必要があるときは、条件を付することができる。

　（登録内容の変更）

第６条　登録を受けた団体は、第４条の登録申込書の内容を変更する場合には、見沼区市民活動ネットワーク登録事項変更届出書（様式第３号）によりコミュニティ課に届け出なければならない。

　（ネットワークからの脱退）

第７条　登録を受けた団体は、見沼区市民活動ネットワークから脱退する場合には、見沼区市民活動ネットワーク脱退届出書(様式第４号)により区長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第８条　区長は、次の事由に該当すると認められる場合には、登録を抹消することができる。

　⑴　団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善の指示に従わないとき。

　⑵　団体の解散又は合併等により、目的を達成することができないと判断されるとき。

　（実施報告の提出）

第９条　区長は、必要に応じて団体に対し、活動報告書の提出を求めることができる。

　（その他）

第１０条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

　　　附　則

この基準は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第４条の規定は、平成２３年２月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この基準は、令和２年４月１日から施行する。